

泉佐野市いきいきネット相談支援センター
【泉佐野市委託事業】

CSW

コミュニティソーシャルワーカー

活動報告書

平成 28 年度



平成 28 年度コミュニティソーシャルワーカー活動報告書

もくじ

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは？	1
平成 28 年度 泉佐野市 CSW 相談対応実績	2
平成 28 年度 泉佐野市 CSW 推進事業関連会議 開催・参加状況	6
事例紹介①	8
事例紹介②	10
事例紹介③	12
事例紹介④	14
用語解説	16

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは？

コミュニティソーシャルワーカー（以下CSW）は、概ね中学校区ごとに配置されています。高齢者・障がい者・子どもなどの属性や分野にとらわれない地域の身近な相談窓口として、地域のなかの悩みごとや困りごとをキャッチして、関係機関や専門機関と連携しながら一緒に解決に向けて取り組みます。

●CSWの役割●

既存の制度やサービスへのつなぎ・調整（手続きの支援を含む）
制度の狭間にある要援護者への相談対応・支援
地域における支援のネットワークづくり

●具体的な相談内容例●

福祉サービスを利用したい	生活するお金に困っている
子育てに不安がある	家族がひきこもっている
虐待かも？	ご近所に気になる人がいる
どこに相談したらよいかわからない	なかなか仕事が見つからない
人間関係がうまくいかない	

【第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（H27年度～H32年度）より】 CSWを中心とした相談支援体制の確立

社会情勢の変化から、地域で孤立した支援の必要な人が増加し、福祉課題が複雑、多様化していく中でCSWは非常に重要な存在となっています。

CSWの適切な配置と機能の再構築によりコミュニティソーシャルワーク事業の強化を行い、相談支援体制の確立を推進します。

泉佐野市 CSW の配置一覧

中学校区	法人・施設名	電話	FAX	担当者
佐野中	(社福)泉ヶ丘福祉会 泉ヶ丘園	458-2100	458-0500	高井 須藤
第三中	(社福)水平会 ホライズン	460-2020 080-6192-4342	460-2670	内野
新池中	(社福)泉佐野市社会福祉協議会 泉佐野市社協	469-2155	462-5400	松寄
日根野中 長南中	(社福)常茂恵会 ラポート	490-2030	490-2033	竹田

CSWの調整役 泉佐野市社会福祉協議会 TEL:469-2155 FAX:462-5400

平成28年度 泉佐野市CSW相談対応実績

(1)対象者別

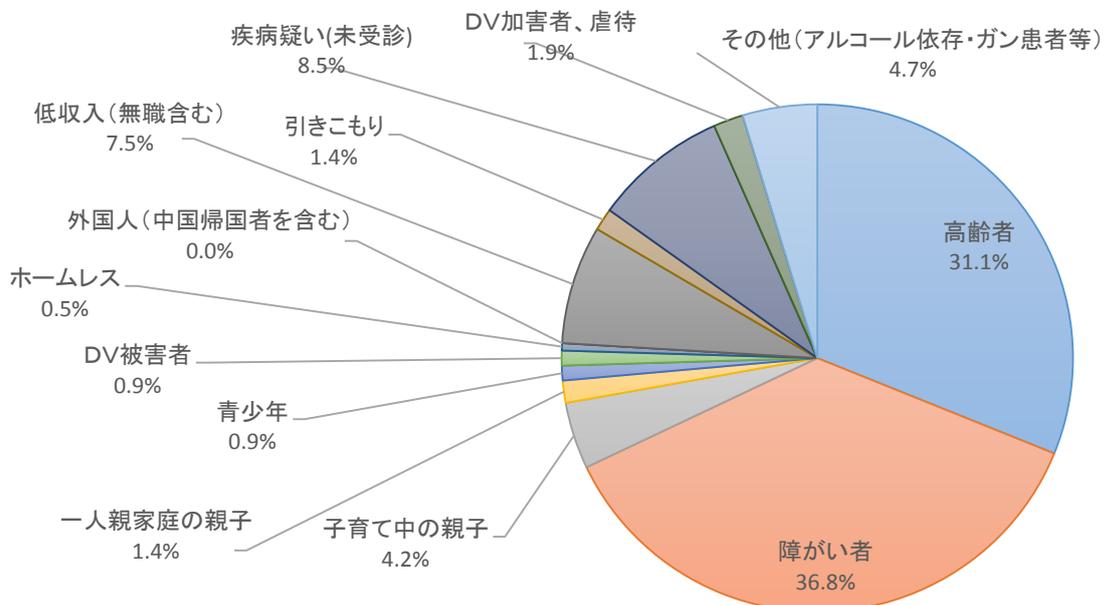
相談対象者		延べ件数	件数
高齢者	1人暮らし	668	43
	高齢者世帯	89	12
障がい者	身体障がい	139	8
	知的障がい	586	18
	精神障がい	2522	52
子育て中の親子		158	9
一人親家庭の親子		22	3
青少年		7	2
DV被害者		11	2
ホームレス		45	1
外国人(中国帰国者を含む)		0	0
その他	その他高齢者	244	11
	低収入(無職含む)	866	16
	引きこもり	24	3
	疾病疑い(未受診)	492	18
	DV加害者、虐待	37	4
	その他	394	10
合 計		6304	212

個別ケースの相談件数は、実件数が212件、延べ件数で6304件となり、年々増加傾向にあります。平成28年度は子どもがいる世帯に関する相談件数が増加しました。

対象別の内訳としては、高齢者や障がい者以外にも、生活に困窮している人や引きこもり、心身に不調があるが医療機関につながっていない人、DVや虐待の虐待者等、既存の制度や施策・サービスの対象になりにくい、いわゆる『制度の狭間』といわれる相談も多くみられます。

また、同一世帯のなかで、複数の人が生活に何らかの困難を抱えている場合も多く、関係機関と連携しながら支援を行なっています。

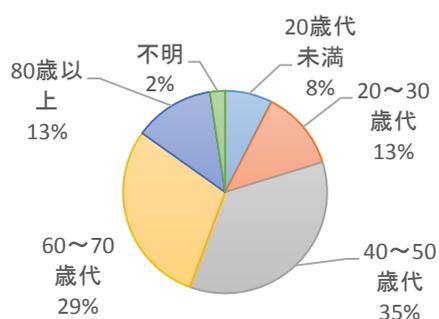
平成28年度 対象者別相談件数



(2) 対象者の年齢区分

年齢区分	人数	割合
20歳代未満	16	7.5%
20～30歳代	27	12.7%
40～50歳代	75	35.4%
60～70歳代	62	29.2%
80歳以上	27	12.7%
不明	5	2.4%

対象者の年齢区分別割合



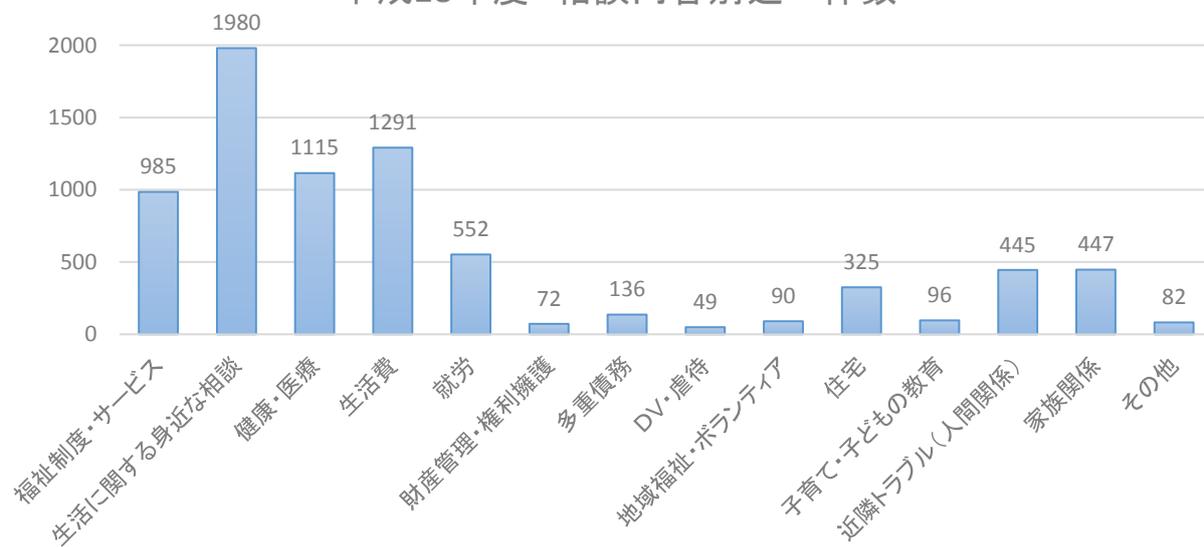
(3) 内容別

相談内容	延べ件数	件数
福祉制度・サービスに関する相談	985	208
生活に関する身近な相談	1980	353
健康・医療に関する相談	1115	252
生活費に関する相談	1291	163
就労に関する相談	552	93
財産管理・権利擁護に関する相談	72	12
多重債務に関する相談	136	14
DV・虐待に関する相談	49	18
地域福祉・ボランティアに関する相談	90	18
住宅に関する相談	325	50
子育て・子どもの教育に関する相談	96	25
その他	近隣トラブル(人間関係)	445
	家族関係	447
	その他	82
合計	7665	1413

相談の内容別については、「生活に関する身近な相談」が一番多くなっています。『どこに相談したらいいかわからない』、『他に相談したが聞いてもらえなかった』、『精神障がいのため生活のあらゆる場面で誰かに確認しないと不安』といった多岐にわたる相談に対応していることが表れています。

また、近隣トラブルや家族関係、就労に関する相談等うまく人間関係を築くことができず家族や地域、会社等で孤立してしまったことが課題となっている事例も多くみられます。

平成28年度 相談内容別延べ件数



(4)相談経路による分類(初回)

相談者		件数
本人		14
親族		11
近隣の方・知人		7
公的機関	市役所(保健センター含む)	36
	社協(包括・基幹含む)	65
	その他(保健所等)	0
民生委員児童委員		18
地区福祉委員会関係者		14
福祉施設/介護事業所		15
学校関係者		13
医療機関		4
当事者団体の人		0
CSW間の引継ぎ		12
その他		3
合 計		212

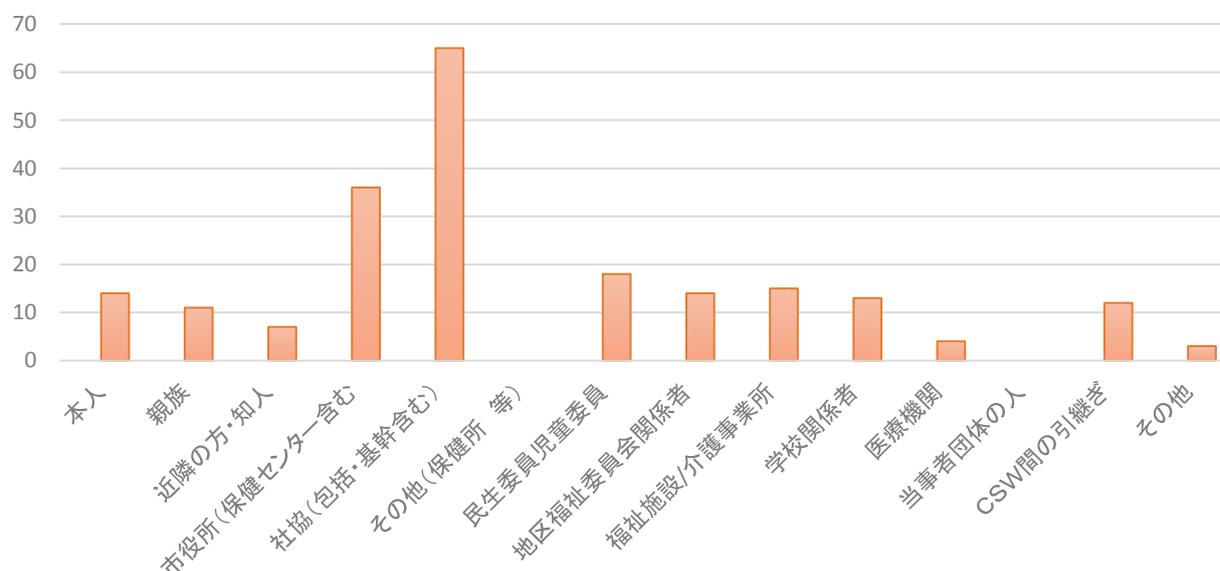
CSWへの相談は直接ご本人や親族からの相談以外に、他の相談窓口から相談があり連携して対応する事例が多くあります。

各窓口で支援している対象者1人ではなく、その対象者が含まれる世帯全体に支援が必要な事例もみられます。また、CSWが地域に出向いた時に、民生委員児童委員や地区福祉委員会の人から相談いただいたり、支援が必要な状態にもかかわらず、自らSOSを出すことが困難な人については、各種相談窓口や地域の方々からの「あの人のことが心配」という情報で支援を開始することもあります。

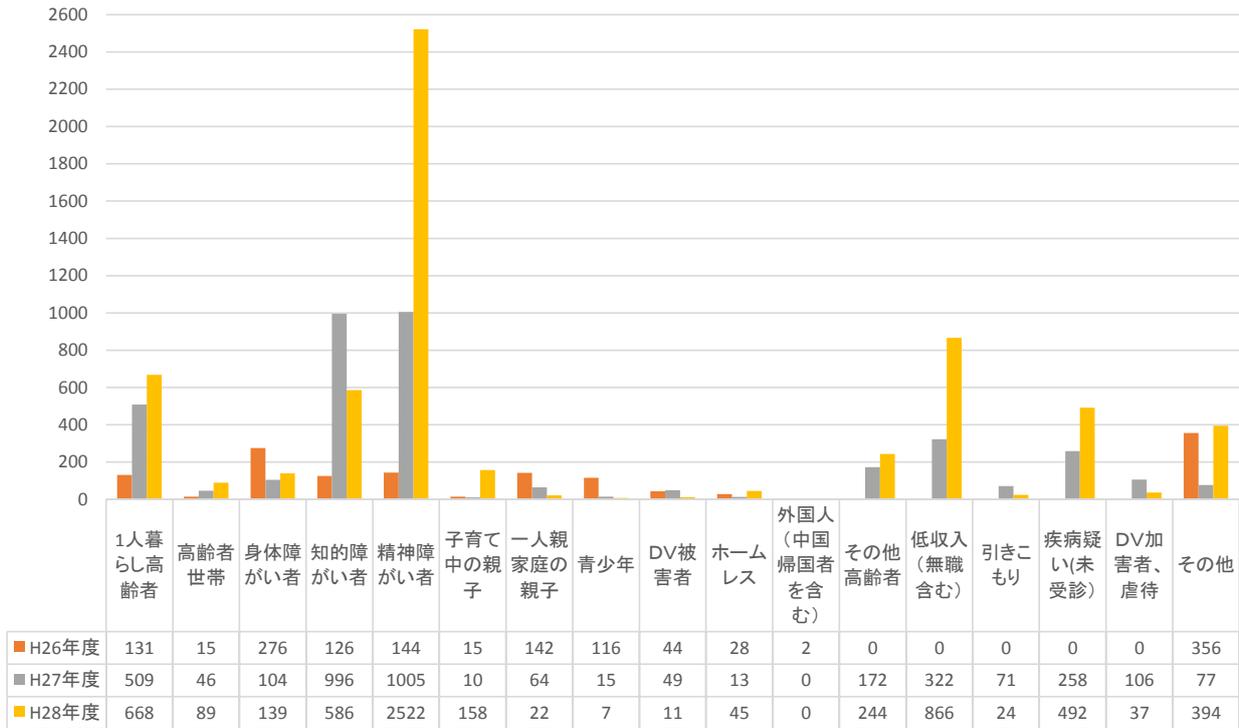
相談内容を整理し、連携できる機関と情報を共有するケース検討会議(平成28年度93回実施)を開催し、ご本人や関係機関と一緒に課題解決に向けて支援を行なっています。

昨年度からは、学校関係者からの相談も増加し、より幅広い機関からCSWへの相談が入るようになりました。今後もひきつづき関係機関をはじめ地域の方々にCSWの役割についてご理解いただけるようPRが必要です。

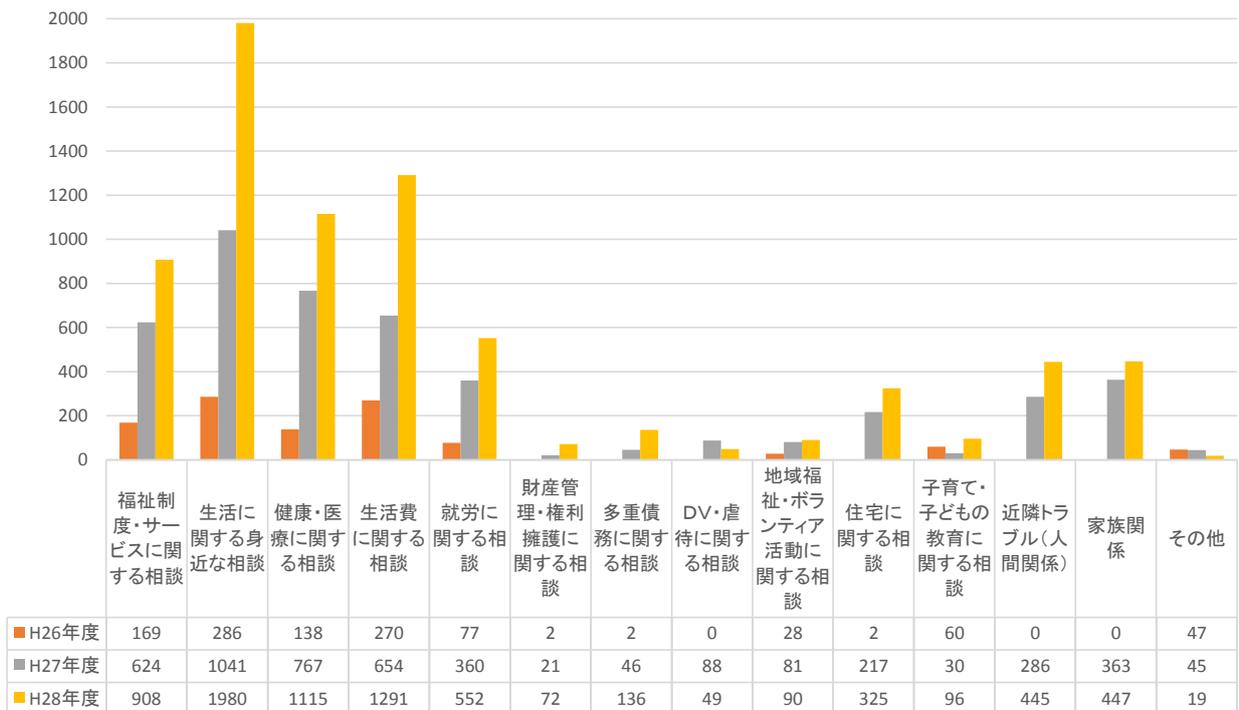
相談経路別相談件数(初回相談)



対象者別延べ対応件数の推移



相談内容別延べ対応件数の推移



★開催会議・☆参画した会議

★CSW管理者・担当者合同連絡会議（1回）

【目 的】事業の実施状況の共有と連携体制強化

【参加機関】泉佐野市（障害福祉総務課）、受託法人 CSW管理者・担当者
スーパーバイザー（大阪教育大学 新崎准教授）

★CSWスーパーバイズ会議（9回）

【目 的】CSWのスキルアップ

【主な内容】個別支援についての事例検討、個別支援から地域活動へのつなぎ
ワークショップの実施ついて 等

【参加機関】CSW担当者、泉佐野市（障害福祉総務課）、泉佐野市社協地区担当者
スーパーバイザー：大阪教育大学 准教授 新崎 国広 氏
甲南女子大学 准教授 鈴木 大介 氏

★泉州ブロックCSW連絡会議（年3回程度）

【目 的】圏域内のCSWの連携強化及びスキルアップ

【主な内容】研修会、情報交換会

★泉佐野市CSW連絡会議（毎月）

【目 的】事業の実施状況の把握（レビュー会議含む）、CSW同士の連携強化、
情報共有

【参加機関】CSW担当者、泉佐野市（障害福祉総務課）

☆地域の暮らしを話す会（住民懇談会）への参画

各地区（おおむね小学校区）に担当地区のCSWが参加

☆地区福祉委員会主催の会議・サロン等への参加

(地区福祉委員会総会・推進委員会・子育てサロン・ふれあいいきいきサロン等への参加、打ち合わせ等)

☆地域住民等を対象とする研修会の開催・参加

(地域の絆づくり登録制度ワークショップ・小学校における福祉教育・福祉委員会研修会)

☆その他参画会議

泉佐野市・田尻町自立支援協議会、泉佐野市高齢者虐待早期発見・見守りネットワーク会議、泉佐野市田尻町多職種連携会議(愛たいネット)、地域の絆づくり登録制度担当者会議、泉佐野市相談事業連絡会 等

★☆☆要援護者に対する見守り・相談・つながりのセーフティネット体制づくり

個別支援ケース検討会の開催・参加

93回

事例紹介①

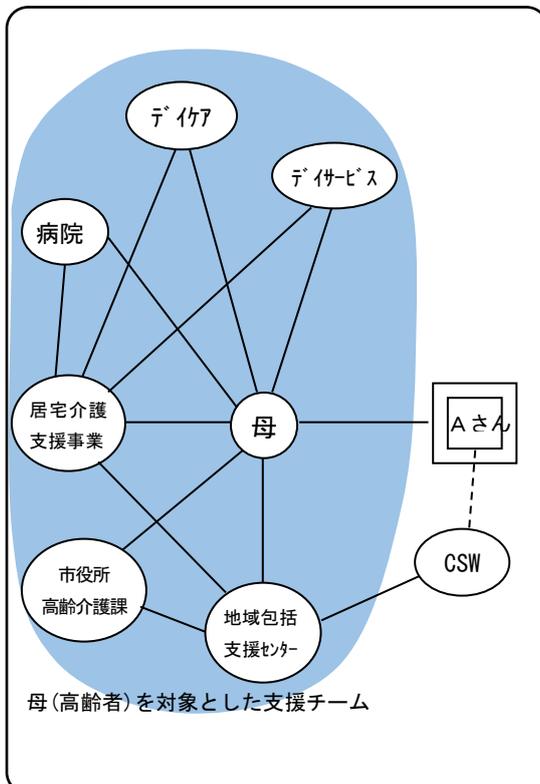
タイトル

母の死後、1人きりになってしまう引きこもりがちな男性の生活を支えるケース

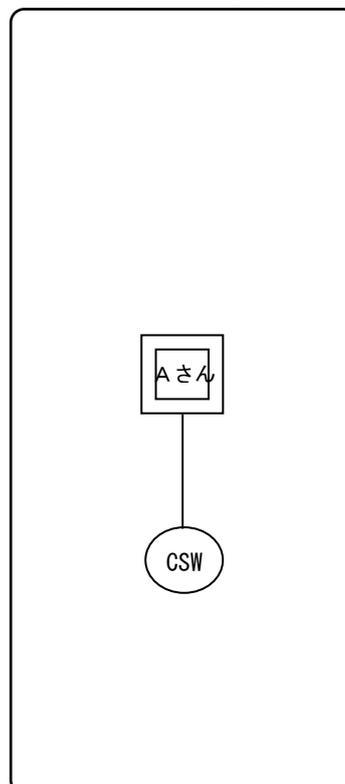
事例の概要

- ・ Aさんは40代男性。5年前に父親が亡くなってから母親との二人暮らし。
- ・ Aさんは、小学校6年生後半より不登校になり、中学校は殆ど登校していない。
- ・ Aさんは、買い物・通院以外は外出しない。また、近所付き合いもない。
- ・ 父親が亡くなった後はAさんが母親(身体障がい1級)の介護にあたる。
- ・ 母親に対する高齢者虐待の疑いで高齢介護課や地域包括支援センター等の関係機関が関与することが年に2回くらいの割であった。(Aさんに虐待の意識が無いため、改善に向けての支援は困難であった)
- ・ 母親の介護を理由に働いていなかったが、その母親が他界。
- ・ 母親生前は母親の年金(障がい年金)で生計をたてており、Aさんの収入はなかった。

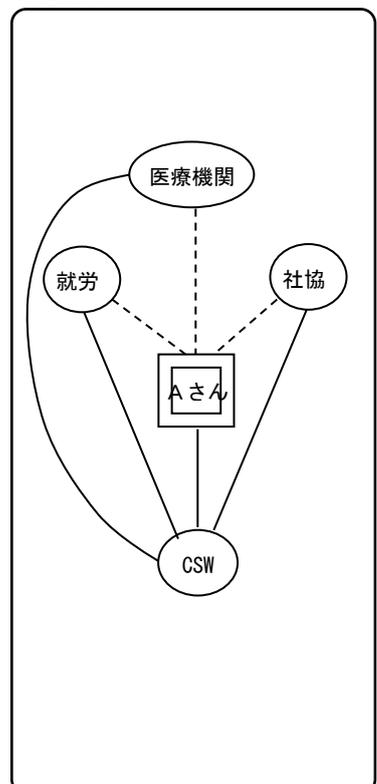
支援前



現在(母の死亡直後)



支援後



支援の経過

○月×日	地域包括支援センター及び居宅介護支援事業担当ケアマネより、母親に対する虐待のおそれありとの通報により訪問する。痕跡は消えているので虐待の可能性は確認できなかった。Aさんに就職を勧めたところ、返事は快く了解される。
+7日	訪問するも不在？（返答なし）
+18日	午前中に訪問する旨を電話で伝え、午後に訪問する。 母親の介護があるので仕事に就けない。深夜の仕事なら働けるとのこと。
+21日	ハローワークへ出向き、Aさんの希望条件にあったパート先を探すも見つからない。その後は見守り継続。
+240日	地域包括支援センター担当者（2名）・担当ケアマネ・CSWの5人で、情報共有及び今後の対応について会議を行う。CSWは1回/Wの訪問をすることに決まる。
+275日	母親のショートステイ利用が決まる。
+289日	Aさんより、「母親が先ほど心停止した。」との連絡を受ける。
+290日	地域包括職員より母親が永眠されたとの連絡あり。
+298日	Aさんから、葬儀会館その他母親の利用料支払いの件で相談を受ける。
+308日	葬儀会館との支払いの相談に同席する。
+316日	社会貢献事業を紹介。入院費、介護サービス費等の支払いに加え生活費を支援してもらう。
+336日	葬儀会館への支払いに立ち合う。
+372日	訪問。今後の支援について話し合う。

CSWの思い・支援のポイント

母親の死後、ひとりになってしまうひきこもりがちなAさんを心配した地域包括支援センターから、CSWに支援の依頼があり、母の生前より見守り・支援をはじめました。

支援のポイントとして特に留意したことは、CSWの関与を拒否されないよう、Aさんの意思を尊重しながらの関係づくりです。

スーパーバイザーからのコメント

母には高齢者を対象とした複数の機関が支援を行なっていましたが、母の死により、高齢者支援機関の支援が終了した後、ひきこもりがちなAさんが誰との関わりもない孤立状態になる恐れがありました。地域包括支援センターとの連携により、母が活着している間にAさんを対象として支援することが可能なCSWとつながることができました。見守りを通じて関係性を築いていたため、母が亡くなった連絡が入った際もAさんに寄り添いながらスムーズに手続き等の支援ができました。

事例紹介②

タイトル

経済的な不安、闘病、認知症の親子の支援

事例の概要

Bさん（50代）と認知症の母と2人暮らし。

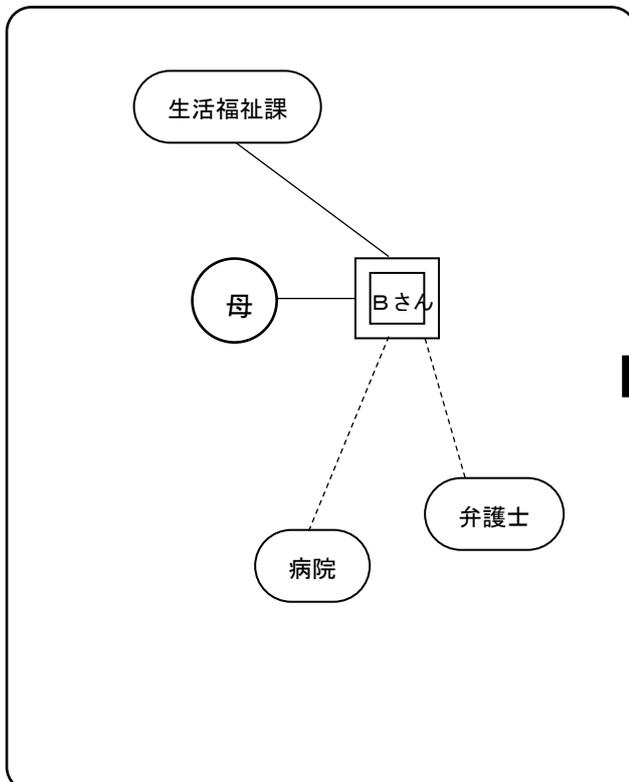
父が商売をしており、父の死後は本人が店を引き継いでいたが、経営が悪化し廃業している。

昨年Bさんにガンが見つかり、手術もしたが、他の場所にも転移している。抗ガン剤治療は経済的なことを理由に治療を中断している状態。

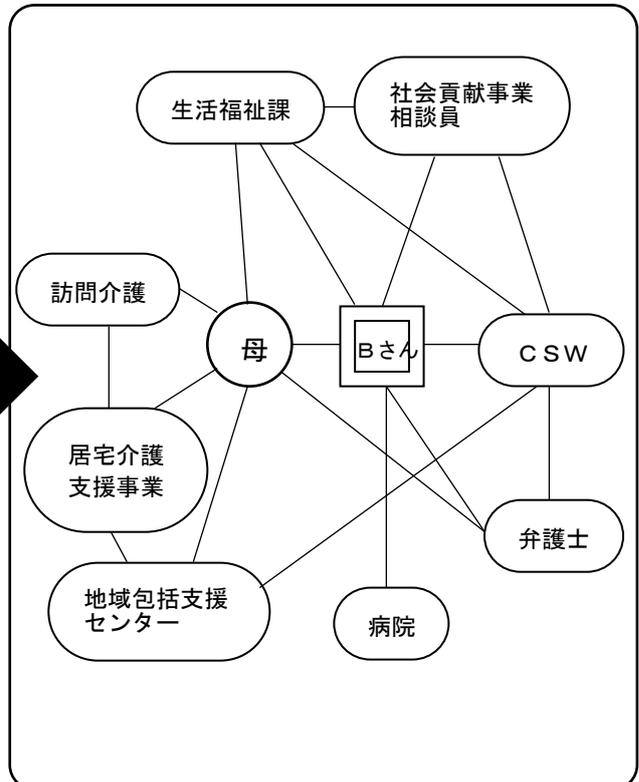
商売等で借った借金が多額になり、アルバイトをしているものの、住宅ローンも支払えない状態で生活に困窮している。

困ったBさんは借金問題について裁判所に相談した。自己破産の手続きを勧められ、市役所にも相談するように言われた。市の生活福祉課から社会貢献事業の相談員に連絡があり、CSWも一緒にBさんと面談することとなった。

支援前



支援後



支援の経過

○月×日	社会貢献事業相談員より連絡が入る。
+14日	Bさんと面談の日程を決める。
+25日	生活福祉課、社会貢献事業相談員、CSWでBさん宅訪問。 困ったことがある時は連絡いただけるよう伝える。
+26日	社会貢献事業にて電気・ガス等の支払いを行う。
+27日	Bさんへ連絡。Bさんは不在。母よりBさんの体調が悪い、食料がないと訴えがある。
+28日	Bさんの病院受診の予約、買い物支援の日程を決める。 母より、息子が手持ちのお金を持っていないのでお願いしたいと連絡が入る。 Bさんは病院受診。母買い物支援
+40日	自己破産の手続きが進んでいないことが発覚。CSWより弁護士に確認し、Bさんが揃える必要のある書類について説明をうけ、書類準備の支援を行なう。
+60日	弁護士との連携。地域包括と連絡
+65日	弁護士、CSW、社会貢献事業相談員でBさん宅に訪問。母の債務整理も依頼。 生活保護受給決定。ガン治療再開。 府営住宅の申し込み手続き支援。
+51日	生活保護、社会貢献事業、CSWで支援の方針会議 母親のケース会議。自宅にて 母親の介護サービス（ヘルパー）利用開始
+72日	自己破産手続き終了(免責決定) 抗ガン剤治療の終了。検査入院をして今後の治療方針を決定

CSWの思い・支援のポイント

Bさんは困ったことがあってもなかなか自らSOSの発信をすることがなかったため、CSWから定期的にご本人や母から体調や生活の様子を電話や訪問で聴き取り、聞き取った内容をつなぎ合わせて解決すべき課題を明らかにしていきました。その上で、状況に応じた情報提供や関係機関との連携につとめました。現在では少しずつBさんからも「困った」の発信をしていただけるようになっていきます。

スーパーバイザーからのコメント

生活上の困りごとがあっても、そのことを上手く発信できない、人に助けを求めることが難しい人もおられます。また、長い期間しんどい状況で生活しているとあきらめの感情で自暴自棄になる人もあります。CSWはご本人が相談しに来られるのを待つだけでなく、積極的にアウトリーチしていくことで小さなサインを見逃さず、必要な支援につなぐことができるよう常にアンテナを張っています。

事例紹介③

タイトル

近隣とトラブルにより孤立している高齢者が地域のサロンとつながった事例

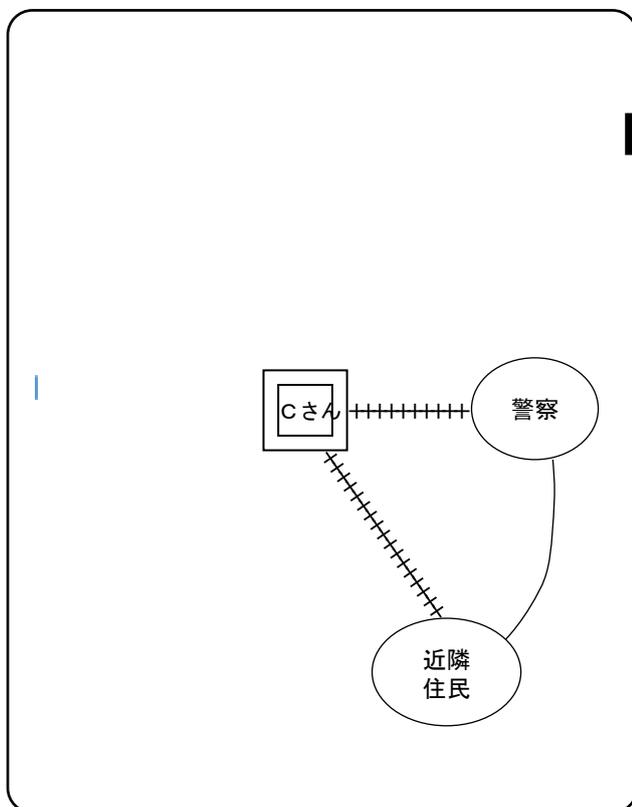
事例の概要

近隣住民より相談。10年以上前から、1人暮らし80代男性による迷惑行為があり近隣が困っているとのこと。

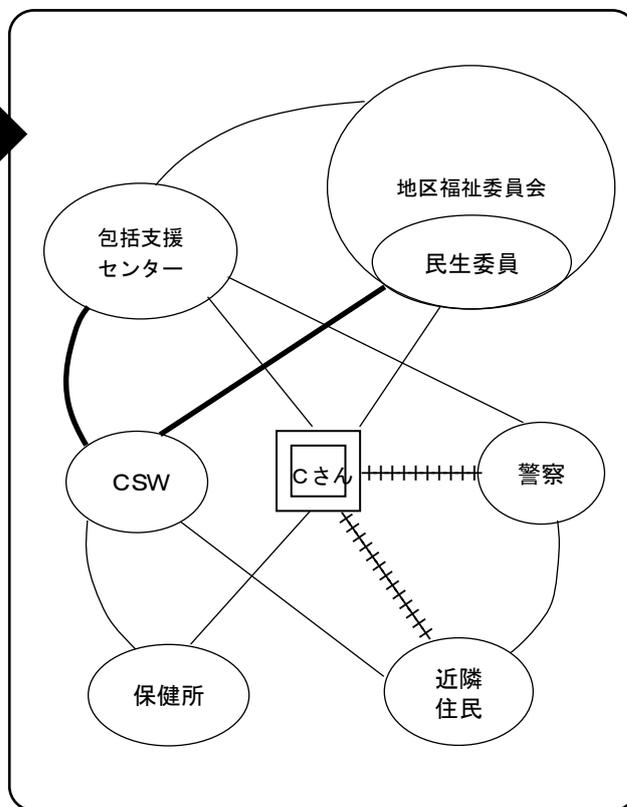
被害妄想が強く、水に毒物を混入してくるとか、盗聴されているとか、近隣に監視されている等の話を、近隣住民の名前を言いながら昼夜問わず叫んでいるとのこと。以前妻が生きていた頃は精神科の受診も出来ていたが、妻も他界され現在は受診できていない様子。

近隣もこれまで警察を呼んだりしているが、本人に注意する程度で保護するレベルではないと言われている。

支援前



支援後



支援の経過

○月△日 (+8日)	地域包括支援センターへ相談し、CSW、民生委員、包括職員の3者でCさん宅へ訪問。Cさんは近隣から嫌がらせを受けていると言われる。話を聞いていると、被害的な発言が多い。
(+9日~32日)	包括とともに2度訪問。少しずつCさんと関係が出来てきて、プライベートな話もしてくれる。Cさんは友達ができた嬉しそうである。 保健所の心の健康相談の相談員に依頼。
(+33日)	保健所の相談員と共に訪問。近隣より嫌がらせを受けているので、夜安心して寝られないことがあると言われる。夜寝られるように病院を受診しないかと提案するも、「嫌がらせを受けているのはこっちなのに、なぜ自分が受診しなければならないのか？」と受診に関しては拒否された。
(+40日)	近隣住民から連絡があり、Cさんより「この人殺しが！！」と言われたとのこと。昨夜も夜中に大声をだしていたと言われる。
(+41日~82日)	その後何度もCさんへの訪問や電話をするも、「お前たちに相談しても何も変わらない！！」「何か困ったらこっちから連絡するから電話してこないでくれ」と言われる。
(+95日)	地域包括と、CSWとでケース会議を開催。Cさんに拒否されている状況でどう関わっていくかを検討。
(+102日)	民生委員に、地域で実施している『いきいきサロン』にCさんを誘ってこないか相談。福祉委員会にて了承され声をかけてくれることになる。
(+115日)	Cさんがサロンに参加。当日はCSWもサロンに出席した。CSWより声をかけると、「別に困ったことはない。」と言われるも笑顔見られる。
(+115日)	その後、サロンには毎回参加されており、少し話が出る知り合いは出来た様子。被害妄想は相変わらずであり、CSWもサロンに顔を出しながら声掛けを継続している。

CSWの思い・支援のポイント

もともとお話し好きの方であり、いきいきサロンにはトラブルになっている近隣の方の参加がなかったことから、知り合いや友達が地域で出来るかもしれないと感じた。CさんがCSWの自宅への訪問に拒否的な状況の中、地域のいきいきサロンであればCSWが自然と参加できる環境だったので、Cさんがサロンに参加してくれれば、声掛けを継続できると感じた。ただ受診が必要な状況は変わっておらず、今後も包括と共に方法を検討していきたい。

スーパーバイザーからのコメント

ご本人に面談や支援を拒否されるケースも少なくありません。CSWは訪問を断られても、諦めずにアプローチする方法を検討します。この事例では、一人暮らし高齢者対象のいきいきサロンを運営している民生委員や地区福祉委員会の方のご協力により、見守り・支援の輪が広がりました。孤立の状態を解消することでご本人の心が開き、CSWが再び関わるできるようになった好例です。

事例紹介④

タイトル

近隣との関わりで自分に対するサポートが足りていないと感じておられたケース

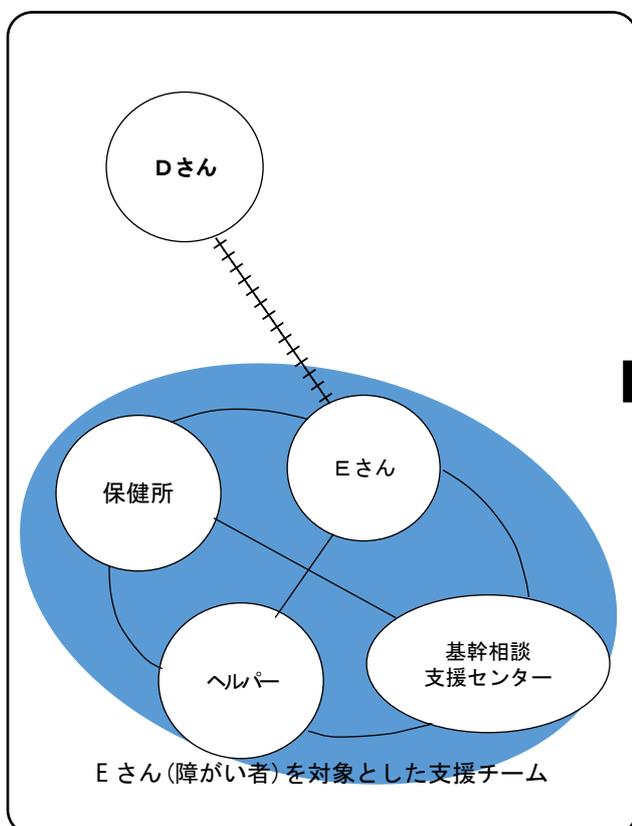
事例の概要

以前より隣接する家屋の住民Eさんとの関わりで、自分（Dさん）を含め近隣の住民が悩まされている。

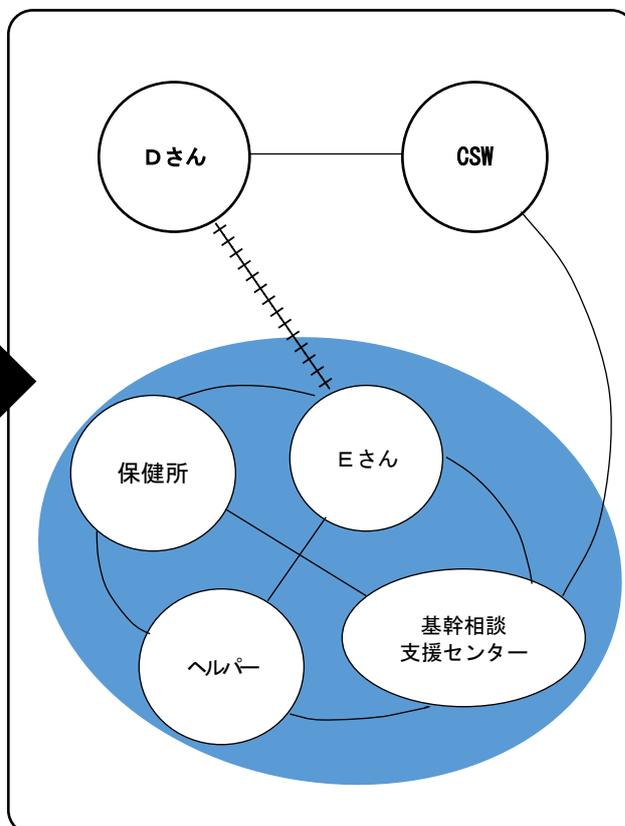
Dさんは、障がいをお持ちで、保健所やヘルパーなど関係機関とのつながりがある。しかし、自分達には相談やサポートしてくれる所が無く、相談できてもBさん中心の対応に感じていた。

今回、Eさん宅の植木の枝が、自分たちの家の方に伸びてきているのを切って欲しいと思ったが、どこに相談して行けばよいか悩んでいる。

支援前



支援後



支援の経過

○月×日	基幹相談支援センターより、Dさんからの相談内容を聞き取る。 Dさん宅を訪問。 以前からのEさんとのトラブル、今回の植木に関するトラブルのお話を伺う。また、Eさんには関係者がついていますが、自分には相談できる相手がおらず、解決に結びつかない不安がある。
+10日	関係機関と、DさんとEさんに関わるケース会議を行い、Eさんの手配で植木の剪定をする方向で調整することとなる。
+40日	トラブル解消へ向けての取り組みをDさんに伝える。 Eさんの状況により、ほとんど進展が無い状態が続く。Dさんは、なかなか進展しない事が気にかかる様子。
+60日	
+65日	再度、関係機関とのケース会議を行う。 Eさん宅を訪問。 在宅中と思われるが、呼び鈴を押しても反応が無い。CSWのチラシなどを郵便受けに投函して帰る。
+71日	ヘルパー利用時にEさん宅へ訪問。 玄関先で会う事ができ、お話を伺う。Bさんから植木剪定の許可をいただき、明日CSWが切らせていただく事となる。
+72日	植木を剪定し、Dさんに報告。

CSWの思い・支援のポイント

高齢者や障がいがある方には、それぞれ関係する専門職が、相談に乗ったり問題解決のサポートを行ったりしていますが、周りでお住まいの方には、サポートする人材が少ない現状があります。このような時の相談相手として、CSWがいるのではないかと思います。

ただ、今回のケースは、相談者のDさんの思いに沿う形なうえ、Eさんも納得する形で解決できましたが、近隣トラブルでは稀なケースだと思います。普段は解決に結びつかないケースが多く、そのような時には、情報を共有し関係者で役割を決めて対応する事で、地域住民と支援者がお互いに疲弊しないようにしていく事が重要だと考えます。

スーパーバイザーからのコメント

周囲の人から見て「困った人」は、実は何らかの生きづらさを抱える「困っている人」です。特に近隣トラブルがある事例では、地域から「困った人」が排除されることなく、みなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるように一緒に考える姿勢を大切にしています。周囲の人の困りごとにも丁寧に寄り添うことができるのは、高齢者・障がい者・子ども等対象者を限定しないCSWならではの取り組みではないでしょうか。

用語解説

番号	用語	説明
1	社会貢献事業	<p>生活困難をきたし支援が必要な方々に対して、市内で事業を実施している福祉施設の相談員と大阪府社協の「社会貢献支援員」が訪問して状況を把握し、問題解決に向けてともに方策を模索し、救済を図る総合生活相談（「生活レスキュー」）の取り組みです。</p> <p>急迫した状況には、大阪府内の社会福祉法人が拠出した「社会貢献基金」を活用し、迅速な金銭的援助（現物給付）により問題解決を図ります。</p>
2	地域包括支援センター	<p>介護保険法に基づいて設置されている高齢者を対象にした総合相談窓口。泉佐野市より委託を受けた泉佐野市社会福祉協議会が運営しています。</p> <p>主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置されています。</p>
3	基幹相談支援センター	<p>障害者自立支援法に基づいて設置されている障がい者を対象にした総合相談窓口。泉佐野市より委託を受けた泉佐野市社会福祉協議会が運営しています。</p>
4	居宅介護支援事業	<p>在宅生活をする要介護者について、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者からの相談をききながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づきサービスの提供等が確保されるようにサービス事業所等との連絡調整を行う事業です。</p>
5	地区福祉委員会	<p>おおむね小学校区を範囲にして地域の見守り活動や町会館を利用してふれあいいきいきサロン、子育てサロン等の交流活動や世代間交流活動を行っている団体です。町会、民生委員、長生会、保護司会、更生保護女性会、ボランティア（協力員）等で構成されています。</p>
6	民生委員	<p>地域の身近な相談員として厚生労働大臣から3年任期で委嘱されています。</p>

7	サロン	<p>福祉委員会等が主催で、町会館等を利用して身近な地域での仲間づくり、孤立の防止を目的に実施している交流会。</p> <p>高齢者を対象にしたふれあいいいきいきサロン、子育て中の親子を対象とした子育てサロン、対象者を限定しない共生型サロン等があります。</p>
8	スーパーバイズ	<p>スーパーバイザー（指導をする者）とスーパーバイジー（指導を受ける者）との関係でおこなわれる対人援助の専門職の養成の過程です。</p> <p>専門職としての資質の向上を目的としています。</p>
9	ワークショップ	<p>参加体験型グループ学習を意味します。まちづくりの場面では、参加者自らが積極的な意見交換や協働体験を通じて、問題解決や合意形成をしていく場として活用されています。</p>
10	レビュー会議	<p>定期的にCSWが継続支援をしているケースについて、状況をCSW全員で共有し、支援の抜けもれ防止や支援方針の確認を目的に開催する会議</p>
11	ケアマネジャー	<p>利用者が適切なサービスを利用できるように、利用者の依頼を受けて、ケアプラン（居宅サービス計画）を立てたり、連絡調整をしたりします。</p>
12	デイサービス	<p>利用者が日中、施設などに通い（または送迎）、日常生活上の世話（食事の介護・入浴など）や機能訓練を受けたり、レクリエーションを行ったりするサービスです。</p>
13	ショートステイ	<p>普段は自宅で生活する利用者が施設に短期間入所するサービスです。家族の介護負担を軽減する目的でも利用されます。</p>
14	地域の絆づくり登録制度	<p>泉佐野市災害時避難行動要支援者支援プランに基づき、登録した要支援者の名簿を平時から地域の協力団体（自主防災組織等）と共有し、いざというときに助け合える日常のつながりづくりに取り組む制度です。</p>



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置一覧

中学校区	法人・施設名	電話番号	F A X	担当者名
佐野中学校区	社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会 泉ヶ丘園	458-2100	458-0500	たかい 高井 すどう 須藤
第三中学校区	社会福祉法人 水平会 ホライズン	460-2020 080-6192-4342	460-2670	うちの 内野
新池中学校区	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会 泉佐野市社協	469-2155	462-5400	まつざき 松崎
日根野中学校区 長南中学校区	社会福祉法人 常茂恵会 ラポート	490-2030	490-2033	たけだ 竹田

相談受付時間 9:00～17:00（土日祝以外）

●事業についての問い合わせ先

泉佐野市障害福祉総務課 TEL: 4 6 3 - 1 2 1 2 ・ FAX: 4 6 3 - 8 6 0 0

●CSWの調整役

泉佐野市社会福祉協議会 TEL: 4 6 9 - 2 1 5 5 ・ FAX: 4 6 2 - 5 4 0 0